諮問番号：令和５年度諮問第１５号

答申番号：令和５年度答申第３０号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○○保健福祉総合センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和３年９月９日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

　　処分庁が、審査請求人が行った冷蔵庫購入費の支給申請（以下「本件申請」という。）の却下の理由として、保護開始時に家具什器の持ち合わせがなかった結果とは言えないと判断したのは、保護開始時の訪問調査あるいはその調査内容の評価の不十分さに基づいたものである。

生活保護において、家具什器の更新その他通常予測される生活需要については、経常的最低生活費の範囲内で賄うべきとされているが、その判断の際、保護開始から本件申請までの日数等も考慮されるべきである。

生活保護下では購入手段の選択肢に制約を受ける可能性があることから、家具什器等の購入に当たっては、経常的な生活費の範囲内で賄うとすることは必ずしも適切ではないと考える。保護開始後についても法第３条にあるとおり、「健康で文化的な生活水準を維持すること」にも配慮すべきであって、生活保護法による保護の実施要領について（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第７の２（６）アの各項目への該当の有無のみで保護の適用の判断をする処分庁の姿勢が妥当なのか疑問である。

処分庁は、令和３年３月から５月にかけて行われた訪問の間のどこかの時点で、冷蔵庫が壊れたと認識しているように思われるが、実際には同年３月３日の保護開始時において、既に本来の機能の大部分を失っている状態だったものの、それを聴取の過程で把握できていなかっただけである。

保護開始時に冷蔵庫が壊れていることを後から審査請求人が立証するのは困難であるにもかかわらず、それが求められるというのであれば不当な要求に当たると思われる。

処分庁の担当者（以下「担当者」という。）と審査請求人とのやりとりの記録を見ても、担当者による審査請求人に対する制度等についての事前の説明が不十分であったことが窺える。

生活保護受給者の場合、貯蓄については最低生活費で日常の費用を賄っている限りは、労働収入などを得て生活をしている場合よりも、当然備えるための時間を要すると考えるべきであり、また、分割払い等の支払方法を選択することについては、処分庁より生活保護行政の立場からは認めることが困難であるといった話も聞いている。さらに、審査請求人は、社会福祉協議会からも既に融資を受けているため、同協議会からの追加融資は受けられないといった個別の斟酌すべき事情もある。

以上のことから、本件処分の取消しを求める。

なお、審査請求人が審査請求をしてから２年近くが経過しており、法定上の裁決すべき期間を大幅に過ぎている状態である。その理由としては、審査請求人自身が反論書等の書類提出に時間を要したことも一因ではあるが、それを差し引いても時間がかかりすぎではないかと感じられるところである。

審査庁においては、審査請求人に対し、少なくとも本件の審理に時間を要した事情の説明については、何らかの形で行うべきではないかと考えるところであり、併せてその審理経過の適否についての行政不服審査会の見解もお示しいただきたいと希望する。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）家具什器費については、被保護世帯が局長通知第７の２（６）ア（ア）から（オ）までのいずれかに該当し、生活保護法による保護の実施要領について（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第７の２に定めるところによって判断した結果、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態にあると認められるときに認定することとされている。

審査請求人は、処分庁が保護開始時に家具什器の持ち合わせがない〔「持ち合わせがない結果とはいえない」との記載誤りと思われる。〕と判断したのは、保護開始時の訪問調査あるいはその調査内容の評価の不十分さに基づいた判断であること、処分庁が「口頭により確認」等と述べている通り、調査内容に遺漏の起こり得る手法によって行われており、信頼性が十分とは言えないこと、また、そうした十分な信頼性が得られない手法を選択するのであれば、状況に応じて柔軟な対応をすることも検討すべきであること、冷蔵庫について、保護開始時において既に本来の機能の大部分を失っている状態だったものの、処分庁はそれを聴取の過程で把握できていなかっただけであること等を主張する。

以下検討すると、保護開始時の訪問調査において、担当者は、審査請求人に対し聞き取りを行い、ガスが止められていること、それ以外壊れているものはなく、使用していないがエアコンもあるとの内容を確認したことが認められる。

また、審査請求人の世帯の保護が開始されたのは、令和３年３月３日であり、審査請求人が担当者に対し冷蔵庫が壊れている旨を述べたのは、同年５月２８日であることから、保護開始後２か月以上経過していたことが認められる。

そして、審査請求人から本件申請があったことから、ケース診断会議を行い、家具什器費の支給要件に該当せず本件申請を却下する旨判断したことが認められる。

以上からすると、処分庁が主張する生活保護開始時の調査について、家具什器は世帯によってそれぞれの必要性が異なるため、世帯の者が必要と感じている物に不足がないか、聴き取りによる調査を行っているとする対応について、不合理な点は認められないところ、令和３年３月１２日における担当者による調査内容について、不十分又は遺漏があると認め得る事実は、本件審査請求に係る書面からは確認できない。

また、保護開始時において審査請求人の冷蔵庫が壊れていたとする事実が客観的に認められる資料は確認できない。

したがって、処分庁が組織的な検討を経て、本件申請について家具什器費の支給要件に該当しないと判断したことに不合理な点はないといわざるを得ない。

（２）審査請求人は、家具什器の更新その他通常予測される生活需要については、経済〔常〕的最低生活費の範囲内で賄うべきとされているが、その判断を下すにおいて、保護開始から申請時までの日数等も考慮されるべきであること、生活保護下では購入手段の選択肢に制約を受ける可能性があることから、家具什器等の購入に当たっては、経常的な生活費の範囲内で賄うとすることは必ずしも適切ではないこと、保護開始後についても法第３条にあるとおり、「健康で文化的な生活水準を維持すること」にも配慮すべきであって、局長通知第７の２（６）アの（ア）から（オ）の各項目への有無のみで保護の適用の判断をする処分庁の姿勢が妥当なのか疑問であること等を主張する。

しかしながら、次官通知及び局長通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）であるところ、当該通知には、家具什器費の支給に関し、審査請求人の主張する取扱いは存在せず、審査請求人の主張は採用できない。

（３）以上から、本件申請について、処分庁が局長通知第７の２（６）アの家具什器費の支給要件に該当しないと判断したことに不合理な点はなく、処分庁が審査請求人に対して行った本件処分については、取り消すべき違法又は不当があるとは認められない。

（４）他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和５年　９月１２日　　諮問書の受領

令和５年　９月１２日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：９月２６日

　口頭意見陳述申立期限：９月２６日

　令和５年　９月２７日　　第１回審議

　令和５年１０月２３日　　審査請求人からの主張書面の受領

令和５年１０月２５日　　第２回審議

令和５年１１月１３日　　審査請求人からの主張書面の受領

令和５年１１月２７日　　第３回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第１条は、「この法律は、日本国憲法第２５条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。

（２）法第８条第１項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めており、これを受けて、厚生労働大臣は、生活保護法による保護の基準（昭和３８年厚生省告示第１５８号）を定めている。

（３）法第１２条は、「生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」と定め、第１号において、「衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの。」と定めている。

（４）次官通知第７の２は、「臨時的最低生活費（一時扶助費）は、次に掲げる特別の需要のある者について、最低生活に必要不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであること。なお、被服費等の日常の諸経費は、本来経常的最低生活費の範囲内で、被保護者が、計画的に順次更新していくべきものであるから、一時扶助の認定にあたっては、十分留意すること。（１）出生、入学、入退院等による臨時的な特別需要、（２）日常生活の用を弁ずることのできない長期療養者について臨時的に生じた特別需要、（３）新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要」と記している。

そして、上記「別に定めるところ」として、局長通知第７の２（５）被服費及び（６）家具什器費が示されている。

　　　なお、次官通知は、処理基準である。

（５）局長通知第７の２（６）アは、炊事用具、食器等の家具什器について、「被保護世帯が次の（ア）から（オ）までのいずれかの場合に該当し、次官通知第７に定めるところによって判断した結果、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態にあると認められるときは、３万円の範囲内において特別基準の設定があったものとして家具什器（中略）を支給して差し支えないこと。」とし、「（ア）保護開始時において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。（イ）単身の被保護世帯であり、当該単身者が長期入院・入所後に退院・退所し、新たに単身で居住を始める場合において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。（ウ）災害にあい、災害救助法第４条の救助が行われない場合において、当該地方公共団体等の救護をもってしては、災害により失った最低生活に直接必要な家具什器をまかなうことができないとき。（エ）転居の場合であって、新旧住居の設備の相異により、現に所有している最低生活に直接必要な家具什器を使用することができず、最低生活に直接必要な家具什器を補填しなければならない事情が認められるとき。（オ）犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する場合において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。」と記している。

　　　なお、局長通知は、処理基準である。

（６）生活保護問答集について（平成２１年３月３１日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問７の４５は、家具什器費の支給対象品目について、「保護開始時、長期入院・入所後の退院・退所時等において、冷蔵庫、電子レンジ等の保護受給中に保有が容認される物品を保有していない場合、これらの物品を家具什器費の支給対象としてよいか。」との問の答として「日常生活に必要な物品については、本来経常的な生活費の範囲内で、計画的に購入すべきである。冷蔵庫、電子レンジ等の保護受給中に保有が容認される物品を保護開始時に保有していなければ、一時扶助の支給基準である「最低生活に必要な物品を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合」に該当するか否かを個々の世帯の状況に応じて判断し、その結果、必要性及び緊急性が認められる場合には家具什器費を認定して差し支えない。なお、必要性及び緊急性が認められない場合には経常的な生活費の中から順次購入していけば足りるものであり、家具什器費を認定することは適当でない。」と記している。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）令和３年３月３日付けで、処分庁は審査請求人に対し、法による保護を開始した。

（２）令和３年３月１２日、担当者は、審査請求人の自宅にて訪問調査を実施し、審査請求人から、ガスは止められているが、それ以外の家具什器について壊れているものはなく、使用していないがエアコンもある旨を口頭により確認した。

（３）令和３年５月２８日、担当者は、審査請求人の自宅にて訪問調査を実施し、審査請求人から、冷蔵庫が壊れている旨の発言を受けた。

（４）令和３年６月２９日、担当者は、審査請求人の自宅にて訪問調査を実施した。審査請求人から、冷蔵庫の購入費用の支給について質問したところ、担当者は、基本的に家電等については、毎月の生活保護費から捻出することとなっているため、事務所で確認の上、連絡する旨を伝えた。審査請求人は、支給不可であれば不服申立てを行う旨を述べた。

（５）令和３年７月２０日、担当者は、審査請求人に対し、家具什器費の支給について、問答集問７の４５等に基づき、審査請求人に持病がなく医療機関に通院していないため、必要性及び緊急性はないと判断し、困難である旨を説明した。審査請求人から、審査請求を行いたい旨の申出があった。

（６）令和３年８月１３日、審査請求人は、本件申請を行った。

（７）令和３年８月３０日、処分庁はケース診断会議を実施し、本件申請を却下することを決定した。

（８）令和３年９月９日付けで、処分庁は、本件申請を却下する本件処分を行った。

本件処分の通知書の却下の理由の欄には、「（前略）〔局長通知〕第７の２の（６）のアで「保護開始時において、最低生活に直接必要な家具什器の持ち合せがないとき。」と定められている。今般の申請〔本件申請〕は３月　　　１２日に行った保護開始時の訪問調査において、ガスが止まっていること以外に生活用品の不足はないとの聞き取りを行っており、保護開始時において家具什器の持ち合わせがなかった結果とは言えない。また、身体的に持病なく非通院であるため、家具什器購入のための必要性・緊急性が認められない。生活保護においては、家具什器の更新その他通常予測される生活需要については、経常的最低生活費の範囲内で賄うべきとされていることから、前述の支給要件に該当しないため。」と記載されている。

（９）令和３年１２月９日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

３　判断

（１）保護の決定に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は、当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき処理基準を定めている。

前記１（４）、（５）のとおり、処理基準である次官通知及び局長通知において、臨時的最低生活費を支給する場合として、新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合とされ、家具什器費については、保護開始時において、最低生活に直接必要な持ち合わせがないとき等が示されている。その上で、前記１（６）のとおり、問答集において、保護開始時に、冷蔵庫等の保護受給中に保有が容認される物品を保有していなければ、世帯の状況に応じ必要性及び緊急性が認められる場合には、家具什器費を認定して差し支えない旨が示されている。

次官通知、局長通知及び問答集の内容は、生活に困窮する者の最低限度の生活を保障するため、困窮の程度に応じて必要な保護を行うという法の目的（第１条）に照らして合理的なものであるといえる。

（２）本件についてみると、処分庁は、本件申請について、前記１（５）の局長通知第７の２（６）ア（ア）の保護開始時において家具什器の持ち合せがない場合に該当しないと判断して、本件処分を行ったことが認められる。

これに対して、審査請求人は、本件処分は、保護開始時の訪問調査あるいはその調査内容の評価の不十分さに基づいた判断である旨主張するので、以下検討する。

（３）前記２（２）、（３）のとおり、担当者は、審査請求人から、令和３年３月１２日、保護開始時の調査において、ガスは止められているが、それ以外の家具什器について壊れているものはないことを確認し、同年５月２８日、冷蔵庫が壊れている旨の発言を受けたことが認められる。

必要な家具什器は世帯によって異なるため、生活保護開始時の調査において、世帯の者が必要と感じている物に不足がないか、処分庁が聞き取りによる調査を行ったことに不合理な点は認められず、かかる調査が不十分又は調査内容に遺漏があるということはできない。

一方で、保護開始後２か月以上経過した後に審査請求人から冷蔵庫が壊れている旨の発言があったことが認められるものの、審査請求人の冷蔵庫が、保護開始時において壊れていたことを証する事実は、事件記録からは確認できない。

したがって、処分庁が、本件申請について、処理基準及び問答集に照らして、保護開始時において、最低生活に直接必要な家具什器の持ち合わせがない場合に該当しないと判断したことに不合理な点はないと言わざるを得ない。

このほか、保護開始以降においても、審査請求人の世帯の状況が、前記１（５）の局長通知第７の２（６）ア（イ）から（オ）のいずれの場合にも該当しないことは明らかであるから、この点を踏まえても本件申請を却下した処分庁の判断に不合理な点は認められない。

なお、審査請求人は、局長通知の各項目への該当の有無のみで保護の適用の判断をする処分庁の姿勢に疑問を述べるが、前記（１）のとおり、処分庁が法定受託事務について、処理基準に沿った取扱いを行ったことに不合理な点は認められないことから、審査請求人の主張は採用できない。

（４）以上のことから、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

**第６　付言**

本件処分の違法性を左右するものではないが、以下のとおり付言する。

（１）本件処分の通知書には、処分の理由として、「（前略）〔局長通知〕第７の２の（６）のアで「保護開始時において、最低生活に直接必要な家具什器の持ち合せがないとき。」と定められている。今般の申請〔本件申請〕は３月１２日に行った保護開始時の訪問調査において、ガスが止まっていること以外に生活用品の不足はないとの聞き取りを行っており、保護開始時において家具什器の持ち合わせがなかった結果とは言えない。（後略）」と記載されているのみである。

処分の名宛人に対して当該処分の理由の提示を行う趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、被処分者の争訟（不服申立て及び訴訟）提起の便宜を図るためと解される。

審査請求人は、本件審査請求において本件処分に即した主張を行っていることから、直ちに、不服申立ての便宜が損なわれることはなかったともいえる。

しかしながら、本件処分の理由には、根拠となる法令の規定や局長通知の前提になる次官通知の記載はない。局長通知の記載のみでは臨時的最低生活費（一時扶助費）が限定列挙された場合に限り認められるものであることが分かりづらいため、十分な理由の提示と言えるか否かについては、疑念を抱かせるものであったと言わざるを得ない。

処分庁は、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由には、根拠法令等についても具体的に明記することが望まれる。

（２）また、審査請求人は、審理手続に時間がかかりすぎている旨を主張する。

確かに、本件審査請求から諮問までに１年９か月を要しているところである。

審理員及び審査庁は、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保するという行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の目的に照らし、速やかに審理手続を進めることが望まれる。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）野呂　充

委員　　　　　重本　達哉

委員　　　　　船戸　貴美子